

区分	申請事例	申請書提出期限
勤務先変更	・異動 (大阪府内から大阪府内の指定医師がいる医療機関へ)	異動が決定したら速やかに申請をお願いいたします

- ※ 他府県より大阪府内への勤務先変更は、新規申請です。
- ※ 指定医師のいない施設への勤務先変更は、新規申請です。

【ご提出いただく書類（勤務先（指定施設）変更）】

- ① 母体保護法設備指定申請書（様式 6）※1 ※2
- ② 指定証（原本）

- ※1 医師会へ入会されている方は、郡市区等医師会印が必要です。所属の郡市区等医師会へご提出をお願いします（医師会へ入会されていない方は、本会へ直接ご提出ください）。
- ※2 無床診療所が開設する場合は、構造設備使用許可番号がありませんので、該当箇所は空欄でご提出ください。また、原則として医師が診療所を開設する場合は、開設許可番号がありませんので、同欄も空欄で結構です。

大阪府医師会 母体保護法係
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL : 06-6763-7021 FAX : 06-6764-0267